

千葉県大宮学校給食センター（仮称）  
整備事業

実施方針の意見に対する回答

平成15年4月18日

千 葉 市

## 実施方針の意見に対する回答

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                                                                                                                                              | 回答                                                                             |
|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 1   | I   | 1   | (4) | HACCPの概念を取り入れた衛生管理への対応に関して、HACCP認定取得は想定しておりますか。取得不要であれば取得可能な施設整備と考えればよろしいでしょうか。                                                                                                                                 | HACCP手法支援法の指定認定機関(社団法人日本給食サービス協会)により、製造過程の管理の高度化に適合する旨の認定取得を得ることが望ましいと考えております。 |
| 2  | 1   | I   | 1   | (4) | 施設の防音・脱臭を考慮した近隣との共生に関して、具体的な達成目標があれば明確にしてください。                                                                                                                                                                  | 要求水準書で示します。                                                                    |
| 3  | 2   | I   | 1   | (4) | ・事業概要および実施上の留意点において「生ごみの減量化及び再資源化への対応」とありますか、「生ごみ」とは調理の過程で発生したものであって、「給食の残飯」は含まないと理解してよろしいですか。<br>・又、「再資源化への対応」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。ご教示ください。                                                                 | ・含みます。<br><br>・提案に委ねることを想定しています。                                               |
| 4  | 2   | I   | 1   | (5) | 「敷地面積9,789㎡に事業範囲外の通学路、養護学校の利用地及び道路拡張用地分含む」とありますが、具体的にどのようなのでしょうか、施設位置や車の導線等にも影響があると思われますので教えてください。                                                                                                              | 要求水準書で示します。                                                                    |
| 5  | 2   | I   | 1   | (5) | ・供給能力は、11,000食/日とありますが、最大で11,000食/日規模を想定すれば良いというのでしょうか。<br>・また将来供給能力を(食数)増加させるような事は想定されるのでしょうか、教えてください。                                                                                                         | ・ご質問のとおりです。<br><br>・想定しておりません。                                                 |
| 6  | 2   | I   | 1   | (6) | 当事業の運営期間は15年間とされており、維持管理に係る業務において「大規模修繕業務」については本事業の対象外という理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                           | BOT方式であることから、必要に応じて実施していただきます。                                                 |
| 7  | 2   | I   | 1   | (6) | 「平成32年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する」とあるが、「事業者と協議する」のではなく「事業者の意見をきく」のか。あくまでも市が決定するということか。                                                                                                | ご質問のとおりです。当然ながら、再契約等する場合は、両者の合意に基づくこととなります。                                    |
| 8  | 2   | I   | 1   | (6) | 「なお、平成32年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。」とありますが、この記述によると、市に決定権が存することになっています。本件PFI事業契約においては、あくまで平成32年3月に維持管理及び運営を含む事業契約が必ず終了することとし、その後の継続するか否かは事業者との協議事項とした上、双方の合意の上決定し別契約を締結することとして頂きたい。 | 決定は市で行い、当然ながら、再契約等する場合は、両者の合意に基づくこととなります。                                      |
| 9  | 2   | I   | 1   | (6) | 維持管理業務は、事業期間15年を前提としてよろしいか。                                                                                                                                                                                     | 開業準備期間(2ヶ月間)も必要となります。                                                          |
| 10 | 2   | I   | 1   | (6) | 調理設備保守管理業務(調理設備の修繕業務を含む)に関して、調理設備の更新は含まないと理解できますが、老朽化により更新の必要が発生したときの設備整備費の金銭負担は市側か事業者側かどちらになるでしょうか。                                                                                                            | BOT方式であることから、必要場合は事業者の負担で実施していただきます。                                           |
| 11 | 2   | I   | 1   | (6) | 警備業務については有人・無人(機械警備)の指定はございますか。                                                                                                                                                                                 | 特に指定しません。                                                                      |
| 12 | 2～3 | I   | 1   | (6) | 学校給食の運営は年間190日前後かと思います。効率から言ってもいいとはいえませんが、学校給食に影響しない範囲での新規業務は可能でしょうか。(例えば、高齢者用の弁当、児童用弁当、イベント用の弁当等)                                                                                                              | 認められません。                                                                       |
| 13 | 2～3 | I   | 1   | (6) | 食器の取り扱いはどうにお考えでしょうか。また素材の指定があればお示しいただけますでしょうか。                                                                                                                                                                  | 要求水準書で示します。                                                                    |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                |
|----|-----|-----|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 14 | 2～3 | I   | 1   | (6) | ・献立作成業務及び食材調達業務が市の業務範囲とされていますが、民間の創意・工夫・ノウハウ等を十分に発揮するためには、これらの業務もPFI事業範囲に含めた方が良いと思います。現状の運営業務の内容ですと、調理に関しては単なる労務提供となり、人件費の低減のみを目的としているという感じが否めませんので是非御再ください。<br>・また、万一食中毒事故等が発生した場合、市の調達した食材が原因なのか、事業者の調理が原因なのか或いは給食配送後の学校内での取り扱いが原因なのか特定することも難しいと思われます。(食中毒の帰責問題については、非常に重要ですので、リスク分担表に明確に記載していただきたい。なお、基本的に事業者のコントロールできないリスクはVFMを高めるためにも、市の負担にしていきたい。) | ・実施方針に示したとおりとします。<br><br>・事故等の対応について入札説明書に示します。                   |
| 15 | 2   | I   | 1   | (6) | 調理業務に配缶業務を含むとありますが、これは給食方式を食缶方式で考えておられるのでしょうか。弁当方式は不可とお考えなのでしょうか、お教えください。                                                                                                                                                                                                                                                                                | 食缶方式で実施します。                                                       |
| 16 | 3   | I   | 1   | (6) | 運営に関して、市が実施する主な業務を、ご提示いただいています。教育の一環として「給食センターの見学等」や「ホームページの作成による広報活動」を実施するケースがあります。本事業に関して上記の活動が実施される場合は、市が実施する業務として理解してよろしいですか。                                                                                                                                                                                                                        | ご質問のとおりです。                                                        |
| 17 | 3   | I   | 1   | (6) | 運搬・回送業務に関して、運搬はどこまでとしますか。たとえばランチルームまでとか明確にしていただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 要求水準書で示します。                                                       |
| 18 | 3   | I   | 1   | (6) | 運営業務の中に(イ)運搬・回送業務とございます。受配校における配膳業務は、本事業外との御説明がございましたが、各クラス用の配膳ワゴン等の備品調達は、本事業外と考えてよろしいのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                            | ご質問のとおりです。                                                        |
| 19 | 3   | I   | 1   | (6) | 学校給食に係る運営業務の運営備品には、厨房機器や事務備品の他、食器類の消耗品も含まれるのでしょうか。また、献立の内容により、食器類の指定の規格はございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 要求水準書で示します。                                                       |
| 20 | 3   | I   | 1   | (6) | 「市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を委託料として……」委託料は固定料金と変動料金で構成されるものとする。」「変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残飯処理費にかかわる費用が含まれることを想定している。」とあります。「変動料金」の解釈として、運営実績に応じて委託料が変動する(いわゆる「後精算」)のか、入札提案時に民間事業者で変動幅を予測の上それに従って委託料の設定をし、その金額が事業契約時にFIXされるということなのか、はっきりと判りません。前者の解釈であれば、提供食数が減少した場合にその減少幅をもってそのまま委託料を減額されまると調理人件費などは固定給的な部分にまで食い込む懸念があり、民間事業者の経営を逼迫する要因となります。        | 変動料金は、提供食数に応じて支払います。提供食数に関係なく生じる人件費、光熱水費等は、固定料金に含めて提案いただくこととなります。 |
| 21 | 3   | I   | 1   | (7) | 施設の設計・建設期間が平成15年12月～平成17年1月となっており、2頁の(6)イ)事業期間において工事期間は平成16年4月～平成17年1月とされていることから、設計期間は約4ヶ月程度しかなく、この間に基本設計および実施設計、各種申請業務を行うことは厳しいと思われます。                                                                                                                                                                                                                  | 必ずしも平成16年4月に着工することはありませんが、平成17年1月の完成をお願いするものです。                   |
| 22 | 3   | I   | 1   | (6) | ・調理業務について「配缶業務」を含むとありますが、いわゆる「配膳業務」との違いをご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 配缶業務は、調理済食品を食缶に移す業務です。                                            |
| 23 | 3   | I   | 1   | (6) | 調理の民間委託の場合、公務員の栄養士は職安法で指示ができませんが、SPC内で民間の栄養士は雇用することは問題があるのでしょうか、お教えください。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 市側の栄養士とは別に、事業者にも栄養士を配置していただきます。役割等については要求水準書に示します。                |
| 24 | 3   | I   | 1   | (6) | 「市の施設の所有権移転業務」には、配送車を含むの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 含みません。                                                            |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                              |
|----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 25 | 3   | I   | 1   | (6) | ・市への所有権移転の内容はお決まりでしたら、お教えください(有償、無償)。<br>・国税局の「売買とされるPFI事業について」に当てはまるかと思いますがお教えください。                                                                                                                                                                                                        | ・無償譲渡となります。<br>・ファイナンスリースの手法が適用される可能性が高いと認識しております。              |
| 26 | 3   | I   | 1   | (6) | ・「運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり」として「検収業務」とありますが、調達毎に現場(給食センター)にて行なわれるのかなど、具体的な実施手順をご教示ください。<br>・また、現状既存の給食センターではどのように実施されているのか、あわせてご教示ください。実施の方法によっては、民間事業者の運営業務との取り扱い(現場での作業実務)を十分に検討する必要があると考えます。<br>・なお、14ページのリスク分担表に調理事故・異物混入等リスクの規定がありますが、検収業務の考え方によっては、食中毒等の事故時における責任の所在があいまいになる恐れがあると思われます。 | ・要求水準書で示します。<br>・調理前に栄養士等が検収を実施しています。<br>・事故等の対応について入札説明書に示します。 |
| 27 | 3   | I   | 1   | (6) | 献立は複数をお考えでしょうか、お教えください。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2種類を想定しています。                                                    |
| 28 | 3   | I   | 1   | (6) | 市が実施する主な業務に、献立作成業務がござい<br>ますが、調理機械のトラブル等による欠食を防止する為<br>にも、複数献立が望ましいと考えられます。市が作成<br>する献立は、何種類をお考えでしょうか。献立の種類<br>により、調理機器に影響があると考えられまし<br>、ゾーニングにも影響がでると考えられます。                                                                                                                               | 欠食防止を目的とするものではありませんが、献立は<br>1日につき2種類を想定しています。                   |
| 29 | 3   | I   | 1   | (6) | 食材調達業務は市の業務となっておりますが、もし万<br>が一この業務が市の業務でなくなった場合、だれがこ<br>の業務を担うことになるでしょうか。                                                                                                                                                                                                                   | ご指摘のケースは想定しておりません。                                              |
| 30 | 3   | I   | 1   | (6) | 食材の調達もPFIの範囲には入らないのでしょうか。<br>食材の調達まで入れば民間のノウハウも活きてと思<br>いますが、将来的にもどのようにされるのかお教えく<br>ださい。                                                                                                                                                                                                    | 実施方針に示したとおりとします。                                                |
| 31 | 3   |     |     |     | 検収業務は市の範囲とありますが、事業者もある程<br>度関与が想定されますが、具体的に事業者が行う範<br>囲はどのようにお考えでしょうか、お教えください。                                                                                                                                                                                                              | 検収業務は全て市が実施します。                                                 |
| 32 | 3   | I   | 1   | (6) | 事業者の収入が、事業方式がBOT方式でありながら<br>賃借料と委託料に分かれている。またP.21によると減<br>額対象は委託料だけである。BOT方式であれば「給<br>食サービスを提供する」ことに対して対価を支払うこと<br>となり、賃借料と委託料を一体不可分にすべきと考える<br>が、いかがか。                                                                                                                                     | 賃借料及び委託料による支払いが合理的と考えま<br>す。                                    |
| 33 | 3   | I   | 1   | (6) | 今回の事業は補助金の適用をお考えでしょうか、お教<br>えください。                                                                                                                                                                                                                                                          | 補助金交付は見込んでおりません。                                                |
| 34 | 3   | I   | 1   | (6) | ・市は、事業者が実施する施設の設計、建設への対<br>価を、賃借料として支払うとありますが、賃借料には、<br>施設の大規模改修などの費用は、含まれないと言う<br>解釈でよろしいですか。                                                                                                                                                                                              | BOT方式であることから、必要に応じて実施してい<br>たきます。                               |
| 35 | 3   | I   | 1   | (6) | ・「委託料は、物価変動に基づき、年1回改定する。ま<br>た、委託料は固定料金と、変動料金で構成されるもの<br>とする。」とありますが、これは、改定対象となる料金<br>は、変動料金のみであると理解してよろしいですか。                                                                                                                                                                              | 固定料金、変動料金ともに物価変動に基づき改定し<br>ます。                                  |
| 36 | 3   | I   | 1   | (6) | 残飯処理のリサイクル化の中で収入が得られる場合<br>の売上は、SPCの収入として考えられますか、お教え<br>ください。                                                                                                                                                                                                                               | ご質問のとおりです。                                                      |
| 37 | 3   | I   | 1   | (6) | 委託料は固定料金と変動料金で構成されるもので、<br>変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件<br>費、水光熱費、残飯処理費等が含まれるものとなっ<br>ていますが、本件が15年以上にわたる事業でもあるこ<br>ろから、市が想定する将来の提供食数・提供先学校数・<br>生徒数等を参考として示していただきたくお願い致し<br>ます。                                                                                                                  | 要求水準書で示します。                                                     |

| No | ページ   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                       |
|----|-------|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 38 | 3     | I   | 1   | (6) | ・委託料が固定料金と変動料金で構成されており、それぞれの料金に含まれる費用が定義されていますが、これはあくまで目安ということにしていきたい。光熱水費については基本料金部分と従量料金部分があり、必ずしも提供食数に比例していませんし、調理人件費にしても提供食数に応じて調理人数を簡単に調整できるものでもありませんので宜しくお願いします。<br>・また、残飯処理費については、残飯数量を予測することが難しい為、募集要項において市の給食センターの実績値等について公表いただくようお願いします。(残飯数量については、献立の内容によっても大きく左右されますが、献立作成作業は市が実施することになっていますので、出来れば残飯処理費については一定数量を超える場合には市の負担としていただくようお願いします。) | ・ご質問のとおりです。<br><br>・要求水準書で示します。                          |
| 39 | 3, 14 |     |     |     | 需要食数の調整について、市が一定の範囲となるように調整することになっております。配送校の変更条件等につきましては、入札説明書に示されることでありますが、給食センターの場合、配送ルート・配送車輛及び調理から喫食までの時間等、様々な問題が想定され、これによりコストが大きく変わることも考えられます。この事を考慮した方法の明示をお願い致します。                                                                                                                                                                                  | 食数調整目的に実施するものであることから、当初の指定校群に対し、大幅なコスト増大を伴う変更は想定しておりません。 |
| 40 | 4     | I   | 1   | (8) | 関係各課との事前協議は行ってよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 通常業務の範囲において協議可能です。                                       |
| 41 | 4     | I   | 1   | (8) | 現在、貴市が提供している給食の品質基準等がございましたら、具体的にご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 要求水準書で示します。                                              |
| 42 | 4     | I   | 1   | (8) | 「学校教育法」「食品衛生法」が明記されていませんが、その他の法令に含まれていると理解してよろしいでしょうか、お教えください。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ご質問のとおりです。                                               |
| 43 | 4     | I   | 1   | (8) | 要項・各種基準等の項目中に③集団給食施設の衛生確保に関する要綱(厚生労働省)とありますが、厚生労働省をはじめ、この名称の要綱が確認出来ません。何を指しているのか、お示しください。                                                                                                                                                                                                                                                                  | 要求水準書において精査します。                                          |
| 44 | 5     | I   | 2   |     | 特定事業の選定時における、PFIのLCC検証(フィージビリティ・スタディ)の際の財政負担見込額は前回の「少年自然の家」同様、項目別概算で公表していただきたくお願い致します。当該額の算定根拠が明確に示される場合、検討が深まりより良い提案となるものと考えております。                                                                                                                                                                                                                        | 入札説明書で示します。                                              |
| 45 | 6     | II  | 2   | (1) | 全体的にスケジュールが非常にタイトであると思います。まず入札提案書提出(8月末)までのスケジュールですが、民間事業者としてはこの間に設計から15年間にわたる事業提案、コスト決定までを実施しますが、一般競争入札ゆえに仮に落札をすればここで決めた提案内容やコストは変更できないことから、相当に慎重かつ厳重な検討を要し、相応の時間も必要となります。また、落札者決定(10月上旬)から仮契約(11月下旬)・事業契約締結(12月中旬)までの期間にも余裕がありません。議会承認の都合は理解できますが、スケジュールを急ぐあまり御市との契約条件等の十分な協議や調整がされないまま契約締結に至ってしまう懸念があります。                                               | 実施方針に示したとおりとします。                                         |
| 46 | 7     | II  | 2   | (2) | 特定事業の選定・公表が行われる際には、PSC,VFM等も公表されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 比率にて公表します。                                               |
| 47 | 8     | II  | 2   | (2) | 入札公告・入札説明書交付に関して、要求水準書の中に基本計画図等の施設面積仕様が分る資料が含まれますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 施設面積の指示は行いません。                                           |
| 48 | 9     | II  | 2   | (2) | 契約金額は、落札価格をどの時点における基準金利で見直した金額となりますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 入札説明書で示します。                                              |

| No | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                        |
|----|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 49 | 10  | II  | 3   | (1) | 「選定されなかった入札参加グループの構成員が事業者の業務を支援及び協力することは可能とする」とあるが、実質的にSPCから業務を受託することができるかと解釈してよろしいか。またSPCに出資することは可能か。                                                                                                      | ご質問のとおりです。                                                                |
| 50 | 10  | II  | 3   | (1) | 少なくとも代表企業はSPCに対して出資を行うものとする。とありますが、グループ構成員の出資義務や出資割合等の条件はございますでしょうか。                                                                                                                                        | 代表企業以外は特に定めません。                                                           |
| 51 | 10  | II  | 3   | (1) | 「少なくとも代表企業はSPCに対して出資を行うものとする」とありますが、代表企業以外の構成員は出資を義務付けられないという理解でよろしいですか。また、代表企業及び構成員によるSPCへの出資比率に関しては、特に条件等を設置するご予定はないのでしょうか。                                                                               | ご質問のとおりです。                                                                |
| 52 | 10  | II  | 3   | (1) | ・SPCへの出資について、「少なくとも代表企業はSPCに対して出資を行うものとする。」とありますが、本事業の運営に関しては、調理業務が中心的な役割を担うと考えます。つきましては、調理業務を担当する運営業者の出資を義務付けるべきでないでしょうか。ご検討願います。                                                                          | 実施方針に示したとおりとします。                                                          |
| 53 | 10  | II  | 3   | (1) | ・「建設企業は、SPCから請負った建設業務の一部について第三者に委託…その際は…市に通知するものとする。」とありますが、建設に係る下請負の契約は非常に多数となることが予想され、都度通知するのは手続きが煩雑となるためその基準を設定すべきと考えます。(Ex 1件1億円以上の契約については通知など)<br>・また、ここでいう「通知」とは御市の「承認」ではなく「届出」と解釈してよろしいでしょうか。        | ・実施方針に示したとおりとします。<br><br>・ご質問のとおりです。                                      |
| 54 | 10  | II  | 3   | (2) | 「本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力」の具体的な基準をお示しいただきたいと思えます。(Ex. 金融機関より金利減免または債権放棄等の金融支援を受けている会社は参加資格なし、参加資格は自己資本比率●%以上の会社とする など)                                                                                      | 参加資格申請書類を総合的に審査することを想定しています。                                              |
| 55 | 10  | II  | 3   | (2) | HACCP対応施設及びHACCPに対する相当の知識を有していることに関して、相当の知識とは具体的に何を以て証明すればよろしいでしょうか。                                                                                                                                        | 参加資格申請書類を総合的に審査することを想定しています。                                              |
| 56 | 10  | II  | 3   | (2) | 「延床面積3,000㎡以上の施工実績」は御市ご発注の工事に限ると解釈すべきでしょうか。                                                                                                                                                                 | 千葉市に限定しません。                                                               |
| 57 | 10  | II  | 3   | (2) | 施工実績に延床3000㎡とありますが、<br>①建物用途の指定はないのか<br>②期間は限定しないのか<br>③引渡し完成までのものに限定されるのか<br>④千葉県内の実績に限定されるのか、または全国での実績まで認められるのか<br>⑤民間、官工事どちらでも構わないのか<br>以上をご教示下さい。                                                       | ①指定しません。<br>②過去10年間とします。<br>③完成済のものとしします。<br>④千葉県内に限定しません。<br><br>⑤構いません。 |
| 58 | 11  | II  | 3   | (2) | 「(ア) HACCPに対する相当の知識を有していること、(イ) 給食事業の運営能力及び調理実績を有していること」とあるが、どのように資格要件を満たしているか示せばよろしいか。                                                                                                                     | 参加資格申請書類を総合的に審査することを想定しています。                                              |
| 59 | 11  | II  | 3   | (2) | 運営企業の要件に「給食事業(学校給食に限らず)の運営能力及び調理実績を有していること」とあります。本件は1万食という大規模な学校給食センターとなるため、運営企業には高度な大量調理技術(特に学校給食センターの調理ノウハウ)が要求されるものと考えられます。本項目の「運営能力及び調理実績」については、その点を考慮した上で、明確な基準を設定すべきではないかと考えます。(学校給食センターの調理実績があること 等) | 実施方針に示したとおりとします。                                                          |
| 60 | 11  | II  | 4   | (2) | 「落札者決定基準に従って審査委員会において入札書類の審査を行い最優秀提案を選定する」とあるが、千葉市はどのような基準によって落札者を決定するのか。審査委員会が選定したものを自動的に落札者とするのか。                                                                                                         | 審査委員会の審査結果に基づき、市が決定します。                                                   |

| No | ページ | 大項目 | 中項目        | 小項目       | 意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                          |
|----|-----|-----|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 61 | 11  | II  |            | 4         | (2) 入札書類は「落札者決定基準」に従って、審査委員会において審査することは理解していますが、実際に各審査委員がどのように採点するのかについても公表していただきたい。例えば、審査委員には種々の専門家(法律、財務、経理、事業収支、給食センターの運営等)がおられますが、各審査委員は専門外の評価項目についても採点し、各審査委員の平均点が評価点となるのか、或いは各審査委員は専門分野の評価項目のみ採点し、その点数が当該評価項目の評価点となるのか等について。(公明性、公平性を担保するためには最低限公表する必要があると思います。)                                                                                                                | 全ての審査項目について、合議により審査します。なお、審査結果は公表しますが、審査過程の資料については公表しません。                                                                                                                                                   |
| 62 | 12  | II  |            | 4         | 「審査結果は公表する」とありますが、どの程度まで公表されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成14年12月16日に公表した「千葉市少年自然の家(仮称)整備事業に関する審査及び結果について」と同程度を想定しています。(HPアドレス:<br><a href="http://www.city.chiba.jp/education/edu/seisyo/hyouka.pdf">http://www.city.chiba.jp/education/edu/seisyo/hyouka.pdf</a> ) |
| 63 | 14  | III | リスク分担保表(案) | 法令等の変更リスク | 「利益にかかる法人税率の変更」とは狭義で税率のみを対象となるのか、広義で、今後導入が見込まれる外形標準課税など制度そのものの変更、および税法の解釈による特例の適用なども対象となるのか、はっきりと判りません。事業者のリスク負担であるためより詳細に規定していただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                            | 実施方針に示したとおりとしますが、外形標準課税は、利益にかかるものではないと解釈してください。                                                                                                                                                             |
| 64 | 14  | III | リスク分担保表(案) | 法令等の変更リスク | 法令等の変更リスク、本事業に直接関係する法令等の変更は市のリスク負担となっていますが、一般的な法令変更について市のリスク負担としていただきたい。基本的に事業者は現行法令のもと事業計画及び事業収支を策定し、提案しますが、事業期間中、公共サービスを継続して履行しなければならない、撤退する自由がありません。従って、法令等の変更により、事業者追加費用負担(消防法の改正により、新たな設備を設置する必要が生じる場合、環境基準が厳しくなり、これを遵守するために新たな費用が発生する場合等)が生じた場合、負担する費用が多額となった場合には事業の継続が不可能となるケースも有り得ます。通常の民間事業でしたら、この場合事業から撤退することで解決できますが、前述したとおり、PFI事業では撤退できませんので、事業の安定性及び継続性を確保するためにも宜しく願います。 | ご指摘の消防法など一般的な法令については、事業者の負担を想定しています。                                                                                                                                                                        |
| 65 | 14  | III | リスク分担保表(案) | 第三者賠償リスク  | 第三者賠償リスク、調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等のリスク負担が事業者となっていますが、「調査・工事により通常避けることが出来ない、騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等」については市のリスク負担としていただき、事業者の責めに帰す場合のみ事業者のリスク負担としていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                          | 実施方針に示したとおりとします。                                                                                                                                                                                            |
| 66 | 14  | III | リスク分担保表(案) | 住民問題リスク   | ・現況の給食センターは、公設公営か。<br>・本事業をPFI事業にて調理業務を含めて民間事業者に委託することについて、保護者等の同意を得ているのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・ご質問のとおりです。<br>・同意は得ていません。                                                                                                                                                                                  |
| 67 | 14  | III | リスク分担保表(案) | 金利変動リスク   | 「市の指定する日以降の金利変動」は事業者負担となっており、オープンから事業終了までの15年間は金利の見直しはないものと解釈いたしますが、資金調達の状況を考えますと15年の固定金利となれば相応のリスクプレミアムが上乗せされ結果的に入札金額の高止まりにつながる可能性があります。例えば5年毎の金利見直しなど、フレキシブルな規定も一案かと考えます。                                                                                                                                                                                                           | 実施方針に示したとおりとします。                                                                                                                                                                                            |
| 68 | 14  | III | リスク分担保表(案) | 金利変動リスク   | ・「金利変動リスク」は建設中は事業者かと思いますが、維持管理期間においては適当な期間(5年、10年)での見直しをお願いします。<br>・また、市の指定する日は事業開始日が好ましいと思いますが、どのようにお考えか教えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・実施方針に示したとおりとします。<br><br>・平成17年1月末日とします。                                                                                                                                                                    |

| No | ページ | 大項目 | 中項目               | 小項目              | 意見                                                                                                                                                                                                                   | 回答                                                          |
|----|-----|-----|-------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 69 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 運営段階の需要変動リスクの内「生徒数の変動による需要の変動」、「食べ残し等による残菜の変動」について、市が従分担、事業者が主分担となっていますが、民間事業者の努力によって削減、管理不能なリスクであることにより、市が主分担、事業者が従分担に改めていただけるようお願いします。                                                                             | 市が食数調整を行うことを従分担として示しています。二部料金制による支払を踏まえて提案してください。           |
| 70 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 「生徒数の変動による需要の変動」リスクは、事業者が主分担とありますが、生徒数の変動は事業者にとっては不可抗力なものです。また、その変動による収入減を補う方法(目的外使用等)も制限されるとすると、本事業における潜在的なリスクは過大なものになると考えられます。表外にて「提供食数が一定の範囲となるよう調整する」とされておりますが、具体的にはどのような方法を考えておられるのか、今後の公表資料において明確にしていきたいと考えます。 | 市が食数調整を行うことを従分担として示しています。二部料金制による支払を踏まえて提案してください。           |
| 71 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 生徒数の変動による需要の変動について、表の欄外には「市は、提供食数が一定の範囲となるよう調整する。」と記述されているのに対し、表中の主分担は事業者となっております。食数については貴市の最低保証がなされるという認識で宜しいでしょうか。<br>・また、将来生徒数の予測データ等は公表して頂けませんか。                                                                 | ・ご質問のとおりです。<br><br>・入札説明書で示します。                             |
| 72 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 生徒数の変動による需要の変動リスクにつきまして、事業者が主分担、市が従分担となっていますが、この変動リスクを事業者側から読み取る事は難しいと思われます。従って、市の主分担とすることが適当と考えますがいかがでしょうか。                                                                                                         | 市が食数調整を行うことを従分担として示しています。二部料金制による支払を踏まえて提案してください。           |
| 73 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 「食べ残し等の残菜の変動」とは、具体的にはどのような場合を想定されているのか教えてください。                                                                                                                                                                       | 残飯処理業務も事業者の業務範囲です。献立によっても、残菜が増減することがあります。                   |
| 74 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 「生徒数の変動」は民間事業者でのコントロールは不可能かと思いますが、この場合民間・公共の主従分担は具体的にはどのような事を想定されていますか、教えてください。                                                                                                                                      | 市が食数調整を行うことを従分担として示しています。二部料金制による支払を踏まえて提案してください。           |
| 75 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 生徒数の変動による需要の変動リスクについて事業者が主分担となっておりますが、サービス購入費のうち変動料金枠を設ける以上、当該負担は市が主であると思われます。                                                                                                                                       | 市が食数調整を行うことを従分担として示しています。主分担は調整幅内で対応していただくための各種リスクを想定しています。 |
| 76 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 需要の<br>変動リス<br>ク | 需要の変動リスク、生徒数の変動による需要の変動及び食べ残し等による残菜の変動(市の作成する献立による影響も含む)のリスク負担が、主負担事業者、従負担市となっていますが、全て市のリスク負担としていただきたい。事業者がコントロール出来ない(市側に原因がある)ことについて、当該リスクを事業者負担させるのは公平でないと考えます。また、将来中学校の休暇が増減した場合のリスク負担を市とするよう明記していただきたい。          | 市が食数調整を行うことを従分担として示しています。二部料金制による支払を踏まえて提案してください。           |
| 77 | 14  | Ⅲ   | リスク<br>分担表<br>(案) | 配送の<br>遅延リス<br>ク | 配送の遅延リスク、「配送の遅延による問題の発生」のリスク負担が事業者となっていますが、「事業者の責めによる配送の遅延による問題の発生」としていただき、交通渋滞・悪天候等具体的に事業者の責めに帰さない(市の負担するリスク)事例をリスク分担表に明記していただきたい。                                                                                  | 主旨を踏まえ、入札説明書に示します。                                          |
| 78 | 15  | Ⅳ   |                   | 1                | (1) 建設予定地に関して、土地の権利形態はどうなりますか。市から借りるのか、その場合期間はどうか明確にして頂けないでしょうか。                                                                                                                                                     | 入札説明書で示します。                                                 |
| 79 | 15  | Ⅳ   |                   | 1                | (4) 敷地面積に含まれる事業範囲外分がどれくらいあるのか、ご教示いただきたいと思います。<br>・また、延床面積に関するご指定は特にありますでしょうか。(××～××㎡の間で提案、容積範囲内で任意 など)                                                                                                               | ・要求水準書で示します。<br><br>・延床面積は設定しません。                           |



| No | ページ | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                                                                                                                    | 回答                                                 |
|----|-----|-------|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 80 | 15  | IV    | 1   | (4) | ・敷地面積について9,789.01㎡(事業範囲外の通学路、養護学校の利用地及び道路拡張用地分を含む)とあります。か、建ぺい率／容積率との関係をご教示ください。                                                                                                       | 要求水準書で示します。                                        |
| 81 | 15  | IV    | 2   | (1) | 要求水準書について、入札説明書に添付するとのことですが、入札提案までのスケジュールが非常にタイトなことから、できるだけ早期に、遅くとも特定事業選定公表と同時のタイミングで公表いただきたいと思います。                                                                                   | 実施方針に示したとおりとします。                                   |
| 82 | 15  | IV    | 2   | (2) | 施設機能に関して、多目的トイレの使用対象者は誰を想定していますか。                                                                                                                                                     | 見学者等を想定しています。                                      |
| 83 | 15  | IV    | 2   | (2) | ・施設機能についてご提示いただいておりますが、すでに市が実施した「基本設計書」と、PFの提案内容との関係についてご教示ください。                                                                                                                      | 実施済の基本設計は、従来方式で実施する場合のものであり、特に本事業において、従う必要はありません。  |
| 84 | 16  | VI    | 1   | (3) | 事業者の責めに帰すべき事由により契約解除となった場合のペナルティ（違約金）の額を高くしないでいただきたい。例えば、建設期間中は建設費相当額の10%以下、維持管理・運営期間中は年間維持管理・運営費の10%以下。                                                                              | 契約書案に示します。                                         |
| 85 | 17  | VI    | 4   |     | ・金融機関と市の直接協定の事前検討は、提案書作成に不可欠と考えています。協定書の案は、入札説明書公表時にご提示くださるようお願いいたします。                                                                                                                | 協定書案を提示する予定はありません。                                 |
| 86 | 17  | VII   | 1   |     | ・既に債務負担行為は可決しておられるとのことですので、市が期待している、建物・設備・備品等のグレード等を把握し、より良い提案をする為にPSC或いはVFM算出の根拠となった費用の総額及び内訳(できるだけ詳細に)を、特定事業の選定時に是非公表していただきたい。<br>・また、現況の給食センター(新港、塩田、こてはし等)の給食センターの見学を可能としていただきたい。 | ・入札説明書で示します。<br><br>・見学は可能です。                      |
| 87 | 17  | VIII  | 1   |     | 債務負担行為の議決をしているが、実施方針に対する民間事業者の意見を聞き、事業スキームを変更することは考えていないのか。                                                                                                                           | 変更することはあり得ます。                                      |
| 88 | 20  | 別添資料3 |     |     | 現況の給食センター3ヶ所は、本事業による新センターの運営開始後はどのような取り扱いになるのでしょうか。差し支えない範囲でご教示頂きたいと考えます。                                                                                                             | 現時点では、再編整備する予定になっています。                             |
| 89 | 20  | 別添資料3 |     |     | ・配送先として小学校は全く含まれないと解釈してよろしいでしょうか。<br>・また、学校対象である以上、夏休み等の長期休日期间、または通常時でも午後(夕方)以降は稼働が止まると思われそうですが、こうしたアイドルタイムに学校給食以外の目的で稼働させることは認められないのでしょうか。認められないのであれば本事業をBOTで実施することの意義が薄れるものと考えます。   | ・ご質問のとおりです。<br><br>・施設を市が賃借するものです。収益事業の実施は認められません。 |
| 90 | 22  | 別添資料4 |     |     | 累積ペナルティポイントは各期毎に更新され、次の期へ持ち越されることはないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                  | ご質問のとおりです。                                         |
| 91 | 21  | 別添資料4 | 2   |     | 減額等の措置を講じる事態に関して、レベル1「是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合」の軽微とはどの程度を指すのか具体的に示して下さい。さらに、レベル2「是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合」の重大とはどの程度を指すのか具体的に示して下さい。                                    | レベル2は、食中毒を生じる可能性がある程度、レベル1は、それ以外となります。             |
| 92 | 22  | 別添資料4 | 3   |     | レベル3におけるペナルティポイントについて、2ポイントと記載されていますが、3ポイントの誤りではないでしょうか。                                                                                                                              | 実施方針に示したとおりとします。                                   |
| 93 | 22  | 別添資料4 | 5   |     | 委託料総額の減額に関して、サービス購入費支払期間(各年度の半年間)とありますが、これは支払いが半年毎に1回あるという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                               | ご質問のとおりです。                                         |

| No | ページ     | 大項目       | 中項目 | 小項目 | 意見                                                                                       | 回答         |
|----|---------|-----------|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 94 | 22      | 別添<br>資料4 | 5   |     | サービス購入料支払期間に累積したペナルティポイントは、半年が過ぎれば消滅し次の半年は新たにゼロからカウントするという解釈でよろしいでしょうか。                  | ご質問のとおりです。 |
| 95 | 説明<br>会 |           |     |     | 現稼働の3箇所分を停止しそれを今回の大宮給食センターに移管するお話でしたが、その際現在働かれている職員は、本SPCのなかでの雇用の条件などがあるのでしょうか、お教えてください。 | 特にありません。   |

[illegible]